

太陽光発電設備の設置に係る関係法令等について（土地関連）

下表は、太陽光発電設備の設置に当たり、土地関連（土地に自立して設置する場合）について、市が所管する関係法令等による手続等の概要をまとめたものです（国・県等関係機関が所管する関係法令等（電気事業法等）は、記載しておりません。）。

関係法令等の詳しい内容は、担当部署に必ずお問い合わせください。

No.	関係法令等の名称	該当条項	該当内容	担当部署名及び連絡先
1	建築基準法 及び 建築基準関係規定	第 6 条第 1 項	建築物の建築を伴う発電設備の設置（※）には、一部例外を除き、 <u>建築確認が必要</u> 。 （※建築物の建築を伴う発電設備の設置の例） ・発電設備の架台下を物品の保管等の屋内的用途に供する等、発電設備そのものが建築物に該当する場合 ・発電設備に付帯する管理施設が建築物に該当する場合	<建築物の建築に係る判断／建築確認> 建築情報相談課 審査班 （電話）245-5840, 5841
2	都市計画法	第 29 条第 1 項 第 43 条第 1 項	○市街化区域においては、 <u>建築物の建築を伴う発電設備の設置（※上記「建築基準法」の項を参照）には、開発許可等が必要な場合がある。</u> ○市街化調整区域においては、 <u>建築物の建築を伴う発電設備の設置（※上記「建築基準法」の項を参照）はできない。</u>	<開発許可等> 宅地課 審査第 1 班 （電話）245-5314 担当区域：花見川区・稲毛区・美浜区・若葉区（愛生町、殿台町、みつわ台、源町、若松町、若松台） 宅地課 審査第 2 班 （電話）245-5315 担当区域：中央区・緑区・若葉区（上記以外）
		第 58 条の 2 第 1 項	○ <u>地区計画の区域</u> （再開発等促進区若しくは開発整備促進区又は地区整備計画が定められている区域に限る。） <u>内</u> において、土地の区画形質の変更、建築物の建築等を行う場合は、 <u>届出が必要</u> 。	<地区計画の区域の確認・届出窓口> 都市計画課 土地利用班 （電話）245-5304
3	宅地造成及び特定盛土等規制法	第 12 条第 1 項	<u>宅地造成工事規制区域内</u> において、宅地造成に関する工事（2 mを超えるがけを生じさせる切土、1 mを超えるがけを生じさせる盛土、切土・盛土を同時に行い 2 mを超えるがけを生じさせるもの、前述によらない 50 cmを超える切土または盛土の造成面積が 500 ㎡を超えるもの）を行う場合は、許可が必要。	宅地課 審査第 1 班 （電話）245-5314 審査第 2 班 （電話）245-5315
4	国土利用計画法	第 23 条第 1 項	<u>計画予定地の土地取引</u> において、その対象面積が下記の面積に該当する場合、 <u>契約後 2 週間以内に届出が必要</u> なときがある。 ①市街化区域：2, 0 0 0 ㎡以上（一団の土地を含む） ②市街化調整区域：5, 0 0 0 ㎡以上（一団の土地を含む）	宅地課 企画調査班 （電話）245-5320
5	公有地の拡大の推進に関する法律	第 4 条	<u>計画予定地の土地取引</u> において、その対象面積が下記の面積に該当する場合、 <u>その土地取引の契約締結の約 3 週間前に届出が必要</u> なときがある。 ①都市計画施設の区域（道路・公園等）・生産緑地地区の区域が含まれ、2 0 0 ㎡以上（一団の土地を含む） ②市街化区域内で 5, 0 0 0 ㎡以上（一団の土地を含む）	
6	土地区画整理法	第 76 条第 1 項	<u>土地区画整理事業の施行地区内</u> において、土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築等を行う場合は、 <u>許可が必要</u> 。	<検見川・稲毛地区> 検見川稲毛土地区画整理事務所 （電話）276-3057 <寒川第一地区> 寒川土地区画整理事務所 （電話）266-0201 <東幕張地区> 東幕張土地区画整理事務所 （電話）276-0456
7	都市緑地法	第 14 条第 1 項	<u>特別緑地保全地区内</u> において、建築物その他の工作物の新築等、宅地の造成、木竹の伐採等を行う場合は、 <u>許可が必要</u> 。	公園管理課 緑地保全班 （電話）245-5776
8	首都圏近郊緑地保全法	第 7 条第 1 項	<u>近郊緑地保全区域内</u> において、建築物その他の工作物の新築等、宅地の造成、木竹の伐採等を行う場合は、 <u>届出が必要</u> 。	
9	農地法 （ 農業振興地域の整備に関する法律 ）	第 4 条・第 5 条	○現況が農地である土地において発電設備を設置する場合は、農地転用に係る許可又は届出が必要。現況が農地である土地の上空に発電設備を設置し、その下部で営農を継続する場合（営農型太陽光発電設備）も同様。 ○農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域に指定されている土地においては、営農型太陽光発電設備以外の発電設備は、原則、 <u>設置することができない</u> 。	<農地転用許可> 農業委員会事務局 農地審査班 （電話）245-5767 <農用地区域の指定> 農地活用推進課 農地保全班 （電話）245-5759
10	森林法	第 10 条の 8 第 1 項ほか	<u>地域森林計画対象民有林</u> において、立木の伐採等を行う場合は、 <u>届出又は許可が必要</u> 。	農政センター農業経営支援課 農林振興班 （電話）228-6275
11	生産緑地法	第 7 条第 1 項	<u>生産緑地に指定されている土地は、農地等として管理されなければならないため、発電設備を設置することができない。</u> （※営農型太陽光発電は除く）	<生産緑地の指定> 都市計画課 土地利用班 （電話）245-5349 <農地等の管理に係る指導> 農地活用推進課 農地保全班 （電話）245-5759
12	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第 15 条の 19 第 1 項	<u>指定区域内</u> において、土地の形質の変更を行う場合は、 <u>届出が必要</u> 。	産業廃棄物指導課 処理業班 （電話）245-5683

No.	関係法令等の名称	該当条項	該当内容	担当部署名及び連絡先
13	千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	第9条第1項・第2項	300 m ² 以上の土砂等による土地の埋立て、盛土を行う場合は、許可又は届出が必要。	産業廃棄物指導課 ヤード・残土班 (電話) 245-5685
14	千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例	第5条第1項	500 m ² 以上の再生土※による土地の埋立て、盛土を行う場合は、届出が必要。 ※再生土 産業廃棄物を中間処理し、土地造成用の資材として再生したもの	産業廃棄物指導課 ヤード・残土班 (電話) 245-5685
15	文化財保護法	第93条第1項 第94条第1項	周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等を行う場合は、 <u>届出</u> （国の機関等にあつては計画策定前に <u>通知</u> ）が必要。 また、 <u>史跡名勝天然記念物あるいは千葉市指定文化財の存する区域</u> においては、 <u>別途協議が必要</u> 。	文化財課 埋蔵文化財調査センター (電話) 266-5433
16	土壌汚染対策法	第4条第1項	3,000 m ² 以上（有害物質使用特定施設が設置されている事業場においては900 m ² 以上）の土地の形質の変更を行う場合は、 <u>届出が必要</u> 。	環境規制課 地下水・土壌班 (電話) 245-5196
17	千葉市土壌汚染対策指導要綱	第4条第1項	3,000 m ² 以上（有害物質使用特定施設が設置されている事業場においては900 m ² 以上）の土地の形質の変更を行う場合は、過去の利用状況の調査（履歴調査）に関する <u>報告が必要</u> 。	
18	騒音規制法 振動規制法 千葉市環境保全条例	第14条第1項 第14条第1項 第73条第1項	重機を用いた土地の造成を行う場合は、 <u>届出が必要</u> 。	環境規制課 騒音対策班 (電話) 245-5191
19	千葉市環境影響評価条例	第2条	太陽電池発電所等区域の面積が10ha以上の事業を実施する場合は、予め <u>環境影響評価等の手続が必要</u> 。	環境保全課 保全活動班 (電話) 245-5141
20	千葉市谷津田の自然の保全に関する要綱	第6条	保全区域においては、一部例外を除き、工作物等の建築や土地の形質変更等の行為が制限されるため、発電設備を設置することはできない。	環境保全課 自然保護対策室 (電話) 245-5195
21	坂月川における身近な水辺環境事業推進要綱	第7条	水辺環境事業区域においては、一部例外を除き、工作物等の建築や土地の形質変更等の行為が制限されるため、発電設備を設置することはできない。	環境保全課 自然保護対策室 (電話) 245-5195
22	千葉市火災予防条例	第11条 第44条	変電設備やPCS（パワーコンディショナ）の併設には、 <u>届出等が必要となる場合がある</u> 。	【中央区】中央消防署予防課予防係 (電話) 202-1625 【花見川区】花見川消防署予防課予防係 (電話) 259-2946 【稲毛区】稲毛消防署予防課予防係 (電話) 284-5175 【若葉区】若葉消防署予防課予防係 (電話) 237-8041 【緑区】緑消防署予防課予防係 (電話) 292-6147 【美浜区】美浜消防署予防課予防係 (電話) 279-0196
		第13条 第44条	蓄電池設備の併設には、 <u>届出等が必要となる場合がある</u> 。	
23	地方税法	第383条	事業用の発電設備は「償却資産」に該当することから、 <u>毎年1月1日現在で所有する設備について、申告が必要</u> 。	東部市税事務所 法人課 償却資産班 (電話) 233-8146